

3 生活環境の保全

3 生活環境の保全

3-1 大気環境

大気汚染物質の多くは、物が燃焼する過程において発生します。大気汚染の発生源としては、固定発生源である工場等から排出されるばい煙や移動発生源である自動車等の排ガスに含まれる硫黄酸化物、一酸化炭素、窒素酸化物等の汚染物質により大気が汚染されることを言います。

この対策として、「大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）」の制定や「大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）」により大気汚染物質の排出抑制に取り組んだ結果、硫黄酸化物や一酸化炭素による汚染は大幅に改善されました。

しかし、大都市への自動車の集中等による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の影響による汚染は、現在も大きな課題となっています。

本市では、市内の大気汚染の現況を把握するために「一般環境大気」と「沿道大気」の調査を実施しています。図 3-1-4 に調査地点を示しました。

表 3-1-1 大気汚染に係る環境基準

「二酸化窒素以外」昭和 48 年環境庁告示第 25 号

「二酸化窒素」昭和 53 年環境庁告示第 38 号

物質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μ m 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

(1) 一般環境大気調査

一般環境の大気汚染状況を把握するため、市内 7 地点（図 3-1-4）を設定し、年 4 回（表 3-1-2）二酸化窒素等について簡易測定器（フィルターバッジ）による調査を行いました。また、そのうち 1 地点で自動測定器による調査も同時に行いました。

簡易測定器による二酸化窒素調査は、公定法による測定ではないため、環境基準との評価は参考となりますが、環境基準の上限値(0.06ppm)を超過する値はなく、全ての結果においてゾーン内の下限値(0.04ppm)を下回る結果となりました。

また、自動測定器による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質調査では、季節による濃度差や日時による変動はあるものの、1 時間値の 1 日平均値は、全て環境基準を下回る結果となりました。

表 3-1-5 に簡易測定器による地点別調査結果を、表 3-1-6 に自動測定器による季節別調査結果と、埼玉県が設置している一般環境大気局のうち、本市から近距離に設置されている「富士見局」のデータを併せて示しました。

表 3-1-2 調査項目及び調査期日

調査項目		調査項目	調査期間
一般環境大気調査	簡易測定器 (フィルターバッジ)	二酸化窒素 (NO ₂)	第1回(春期)：令和6年6月19日(水)～6月26日(水) 第2回(夏期)：令和6年8月1日(木)～8月8日(木) 第3回(秋期)：令和6年11月18日(月)～11月25日(月) 第4回(冬期)：令和7年2月10日(月)～2月17日(月)
	自動測定器	二酸化窒素 (NO ₂) 浮遊粒子状物質 (SPM) 等	第1回(春期)：令和6年6月20日(木)～6月26日(水) 第2回(夏期)：令和6年8月2日(金)～8月8日(木) 第3回(秋期)：令和6年11月19日(火)～11月25日(月) 第4回(冬期)：令和7年2月11日(火)～2月17日(月)

(2) 沿道大気調査

沿道環境の大気汚染状況を把握するため、市内 1 地点（一般国道 254 号沿い鶴ヶ岡二丁目）を年 2 回（表 3-1-3）二酸化窒素等について調査を行いました。

今回の調査では、二酸化窒素の 1 時間値の 1 日平均値は「0.007ppm～0.019ppm」であり、浮遊粒子状物質の 1 時間値の 1 日平均値は「0.009mg/m³～0.023mg/m³」、1 時間最大値は、秋期の調査において計測した「0.099mg/m³」であり、全て環境基準を満足する結果となりました。

また、表 3-1-7 に季節別調査結果について、川越市が設置している自動車排出ガス測定局のうち、本市から近距離に設置されている「川越市仙波局」のデータも併せて示しました。

表 3-1-3 調査項目及び調査期日

調査項目		調査項目	調査期間
沿道大気調査	自動測定器	二酸化窒素 (NO ₂) 浮遊粒子状物質 (SPM) 等	第1回(夏期): 令和6年8月2日(金)～8月4日(日) 第2回(秋期): 令和6年11月26日(火)～11月28日(木)

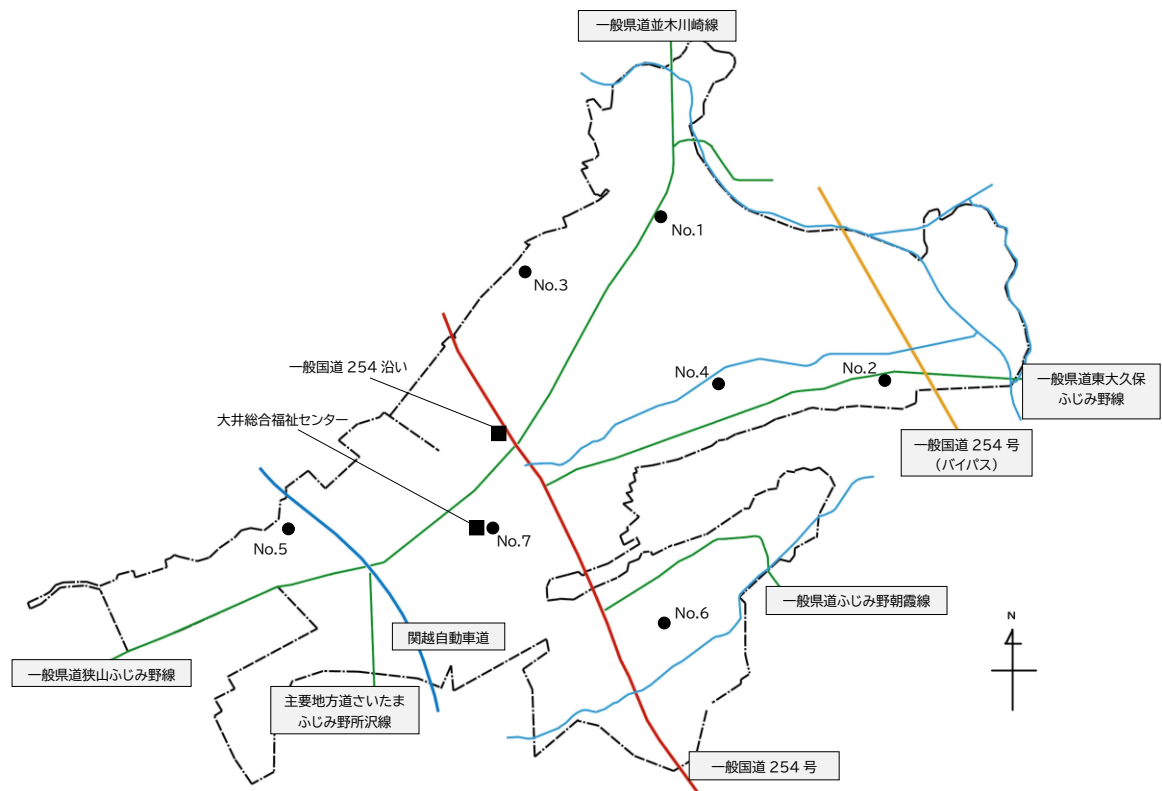


図 3-1-4 調査地点図

表 3-1-5 地点別調査結果（一般環境大気調査「簡易測定器」）

調査地点		二酸化窒素 (ppm)		
		地点平均値	地点最大値	地点最小値
No. 1	ふじみ野市役所	0.007	0.008	0.004
No. 2	さぎの森小学校	0.009	0.010	0.008
No. 3	西中央公園	0.007	0.011	0.004
No. 4	駒西小学校	0.008	0.009	0.006
No. 5	三角小学校	0.008	0.009	0.007
No. 6	東原小学校	0.008	0.009	0.006
No. 7	大井総合福祉センター	0.009	0.010	0.007

表 3-1-6 季節別調査結果（一般環境大気調査「自動測定器」）

調査地点		春期		夏期		秋期		冬期	
		期間 平均値	(参考) 富士見局	期間 平均値	(参考) 富士見局	期間 平均値	(参考) 富士見局	期間 平均値	(参考) 富士見局
二酸化窒素 (NO ₂)	(ppm)	0.009	0.009	0.008	0.007	0.01	0.012	0.013	0.013
浮遊粒子状物質 (SPM)	(mg/m ³)	0.017	0.018	0.019	0.014	0.009	0.007	0.014	0.013
比較測定局(富士見局：富士見市鶴馬1800-1)									

表 3-1-7 季節別調査結果（沿道大気調査）

調査地点		夏期		秋期	
		期間 平均値	(参考) 川越市 仙波局	期間 平均値	(参考) 川越市 仙波局
二酸化窒素 (NO ₂)	(ppm)	0.008	0.010	0.018	0.020
浮遊粒子状物質 (SPM)	(mg/m ³)	0.019	0.015	0.013	0.012
比較測定局(川越市仙波局：川越市仙波町 4-18-15)					

(3) 光化学スモッグ

「光化学スモッグ」とは「光化学オキシダント」の濃度上昇によって空気に「もや」がかかる現象のことです。

工場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素に、太陽の光（紫外線）があたることにより化学反応を起こし、光化学オキシダントという物質ができます。その濃度が高くなると、目や喉の粘膜に刺激を与え、のどに痛みを感じたり目がチカチカしたりすることがあります。

そのような被害を未然に防ぐために、埼玉県南西部地区に注意報が発令されると、本市では小・中学校、保育所等へ連絡をするとともに、防災無線等を使用して市民に注意を呼びかけています。

令和 6 年度の埼玉県南西部地区の注意報の発令日数は 9 日でした。なお、前年度に引き続き警報の発令はありませんでした。

表 3-1-8 に月別注意報発令日数を示しました。

表 3-1-8 月別注意報発令日数

(単位: 日)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	県南西部 地区計	埼玉県内
平成 25 年度	0	0	0	4	5	0	9	13
平成 26 年度	0	0	2	6	3	0	11	13
平成 27 年度	0	1	0	6	2	0	9	16
平成 28 年度	0	0	0	1	0	0	1	1
平成 29 年度	0	0	2	3	0	0	5	15
平成 30 年度	1	0	0	0	1	0	2	10
令和元年度	0	3	0	0	2	0	5	9
令和 2 年度	0	0	1	0	1	0	2	7
令和 3 年度	0	0	0	0	2	0	2	2
令和 4 年度	0	0	3	1	1	0	5	8
令和 5 年度	0	1	0	2	0	0	3	7
令和 6 年度	0	0	0	6	3	0	9	14

光化学スモッグ注意報・警報発令基準

注意報：光化学オキシダント濃度が 0.12ppm 以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき

警 報：光化学オキシダント濃度が 0.20ppm 以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき

※ 光化学スモッグ注意報が発令された場合は健康被害にあわないために

- ・屋外での激しい運動は避けましょう
- ・目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入りましょう
- ・乳幼児、お年寄り、病弱な人は、健康な成人よりも被害を受けやすいので、特に注意しましょう

(4) 石綿（アスベスト）

建物の解体工事等を実施する際は、石綿の有無についての確認が法律で義務付けられています。建築材料等に質量 0.1%を超えて石綿が含有されている場合、大気汚染防止法等関係する各法令により届出や解体時の飛散防止策、従事者の安全管理などが定められています。これらの指導は、埼玉県の各環境管理事務所が管轄していますが、工事周辺地域住民から市に相談が寄せられる場合もあることから、埼玉県と連携して立ち入り調査への同行、現場把握などに努めています。

(5) ダイオキシン類の状況

本市では、大気中のダイオキシン類等による環境汚染状況を把握するため、大気は2地点で年2回、土壌は4地点で年1回、調査を実施しました。

令和6年度調査結果については、表3-1-10 ダイオキシン類の大気、土壌調査結果のとおりで、全ての地点で環境基準を下回っていました。

また、毎年度実施しているダイオキシン類状況の経年変化(年度平均値)について、大気調査結果については表3-1-11、土壌調査結果については表3-1-12のとおりです。全て環境基準を下回る結果となっています。

表3-1-9 ダイオキシン類に係る環境基準

平成11年環境庁告示第68号

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備 考

- 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

表3-1-10 ダイオキシン類の大気、土壌調査結果

調査地点	大気 (pg-TEQ/m ³)				土壌 (pg-TEQ/g)	
	令和6年 8月	令和7年 1月	平均値	環境基準値	令和7年 1月	環境基準値
ふじみ野市役所	0.0076	0.061	0.034	0.6 以下	—	1,000 以下
ふじみ野市運動公園	0.0080	0.049	0.029		—	
さぎの森小学校	—	—	—		5.7	
西小学校	—	—	—		7.4	
西原小学校	—	—	—		3.2	
多目的グラウンド	—	—	—		100	

表 3-1-11 大気調査経年変化（年度平均値）

（単位：pg-TEQ/m³）

調査地点	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ふじみ野市役所	0.016	0.024	0.015	0.022	0.011	0.0074	0.034
ふじみ野市運動公園	0.015	0.022	0.016	0.015	0.011	0.0069	0.029

表 3-1-12 土壌調査経年変化（年度平均値）

（単位：pg-TEQ/g）

調査地点	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東原小学校	-	3.8	-	-	-	-	-
三角小学校	-	-	-	-	3.1	-	-
総合体育館	-	-	-	-	-	-	-
西小学校	-	-	3	-	-	-	7.4
駒西小学校	-	3.1	-	-	-	-	-
福岡小学校	-	-	-	2.8	-	-	-
ふじみ野市運動公園	2.6	-	-	-	2.5	-	-
葦原中学校	-	0.2	-	-	-	-	-
上野台小学校	-	-	-	4.7	-	-	-
亀久保小学校	-	2.1	-	-	-	2.4	-
西原小学校	2.9	-	-	-	-	-	3.2
大井小学校	-	-	-	0.54	-	-	-
鶴ヶ丘小学校	-	-	-	-	8.4	-	-
元福小学校	-	-	-	-	-	1.6	-
さぎの森小学校	2.9	-	-	-	-	-	5.7
福岡中学校	-	-	-	-	-	1.8	-
大井中学校	-	-	-	-	2.8	-	-
大井西中学校	-	-	1.7	-	-	-	-
大井東中学校	-	-	-	0.29	-	-	-
東台小学校	0.15	-	-	-	-	0.007	-
花の木中学校	-	-	2.2	-	-	-	-
総合体育館 テニスコート駐車場	-	-	-	-	-	-	-
総合体育館 多目的グラウンド	-	-	97	-	-	-	100
平 均	2.1	2.3	26	2.1	4.2	1.5	29
最 大	2.9	3.8	97	4.7	8.4	2.4	100
最 小	0.15	0.2	1.7	0.29	2.5	0.007	3.2

3-2 水質汚濁

水質汚濁とは、工場・事業場や家庭などから排出される汚水によって、河川等の水質が悪化することを言います。

以前は、家庭や工場等からの排水が主な汚濁原因となっていました。公共下水道（汚水）の整備や水質汚濁防止法による規制等により大きく改善されました。

河川等は、自らの汚れをきれいにする働きを持っていますが、汚れの量が限度を超えると汚濁が進みます。

本市では、市内の河川等の水質汚濁の現況を把握するために「河川等水質調査」を実施しており、図 3-2-1 に調査地点を示しました。

表 3-2-1 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目））

昭和 46 年環境庁告示第 59 号

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以下	300CFU/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/L 以上	—

（備考） 1:基準値は日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

表 3-2-2 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準（健康項目））

昭和 46 年環境庁告示第 59 号

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—	—

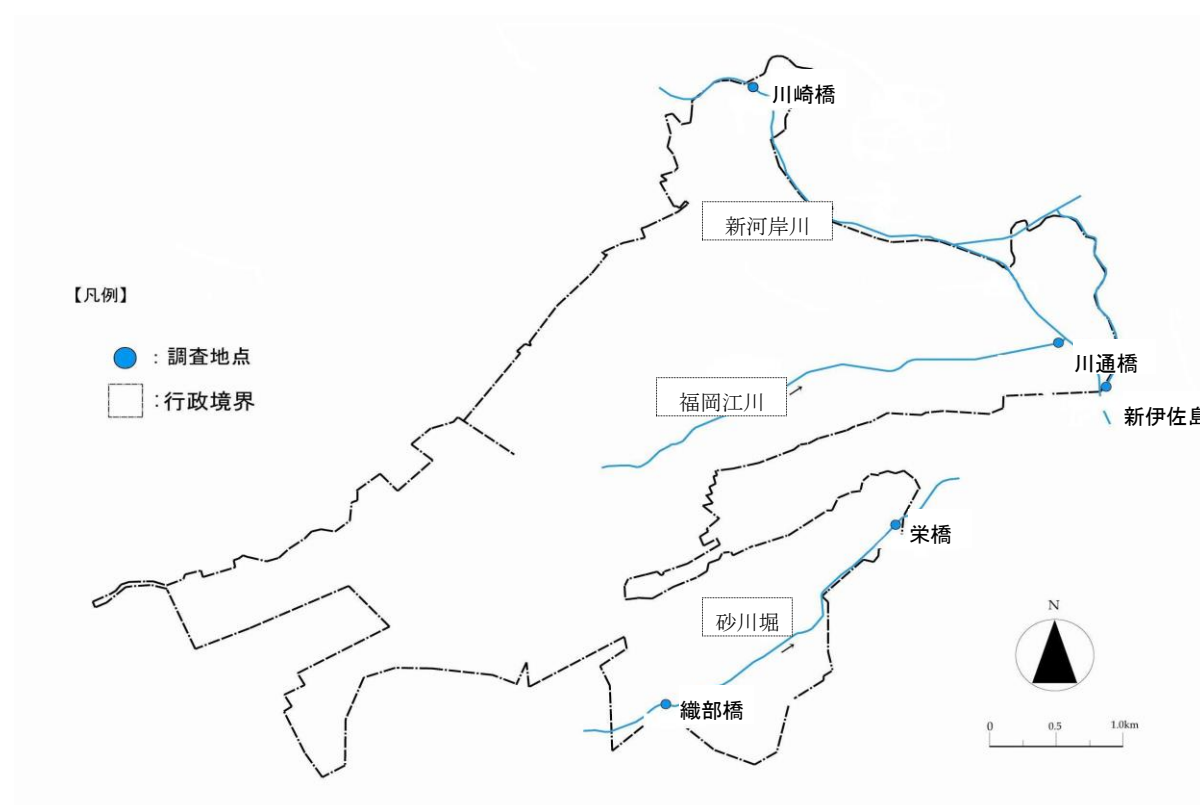


図 3-2-1 調査地点図

(1) 河川等水質調査

毎年、市内を流れる新河岸川、福岡江川幹線、砂川堀雨水幹線における水質汚濁の状況を調査しています。調査項目としては環境基準に定められた項目や富栄養化に影響のある項目（全窒素、全リン）などについて年4回調査をしています。また、新河岸川（新伊佐島橋）において年1回魚類調査及び底生動物調査を実施しています。

新河岸川は、環境基準のC類型に指定されていますが、福岡江川幹線、砂川堀雨水幹線は河川ではないため類型指定はありません。しかしながら、福岡江川幹線及び砂川堀雨水幹線についても下流域で新河岸川に流入していることから、このC類型を参考値として各項目の比較を行っています。

令和6年度に実施した各調査結果を環境基準（生活環境項目）と照らし合わせてみると、新河岸川（川崎橋）、新河岸川（新伊佐島橋）、福岡江川（川通橋）、砂川堀（栄橋）の調査結果は、全ての項目で環境基準を満たしていました。しかし、砂川堀（織部橋）で8月にpHが、11月及び2月に（BOD）が環境基準を超過していましたが、そのほかの項目は環境基準を満たしていました。

生物化学的酸素要求量について、織部橋を除く4地点は、0.5～3.9mg/Lの範囲で推移し概ね横ばいでしたが、織部橋は年間を通じて他の地点より高く、2.2～13mg/Lの範囲で推移し、2月が最も高い値となりました。上流の流入水による河床付着物（細菌類等）の生成による有機物の剥離やアンモニア性窒素及び全リンが他地点より高いことから、生活雑排水等の有機物や工場排水等が原因と考えられます。

さらなる水質改善にあたっては、公共下水道の整備や単独浄化槽から合併浄化槽への切り替え、広域的な流域をもつ砂川堀雨水幹線に接続されている事業所や家庭の浄化槽の保守点検などの水質改善に向けた普及啓発が必要です。そのためには、この砂川堀雨水幹線を管理している荒川右岸下水道事務所や流域自治体との広域的な取り組みが必要です。

魚類調査では、56個体の魚類が確認されました。確認種は河川の中流域～下流域、池沼、汽水域に一般的に生息する種でした。注目すべき種としては、「環境省レッドリスト（2020）」で絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険が増大している種）、並びに「埼玉県レッドデータブック動物編（2018）」において準絶滅危惧2型とされているミナミメダカが1個体確認されました。また、外来種であるタイリクバラタナゴ、ドジョウ、及びカダヤシ等の国外より持ち込まれた外来種の出現も目立ちました。

底生動物調査では、30種が確認されました。確認種は河川の中流から下流にかけて広く一般的に生息する種でした。個体数が多かった種はユリミズ属であり、その他の出現種は水質階級： β -中腐水性（やや汚濁した水域）～ α -中腐水性（かなり汚濁した水域）の指標とされている種が多い傾向でした。

表3-2-3に地点別調査結果及び環境基準等との比較を示しました。

表3-2-4に調査項目及び調査結果を示しました。また、表3-2-5に魚類調査結果を表3-2-6に底生動物調査結果を示しました。

表 3-2-3 地点別調査結果(年平均値)及び環境基準等との比較(令和6年度調査結果)

調査地点		単位	河川		雨水幹線			環境基準値 (※環境基準適用は河川のみ)
			新河岸川		福岡江川	砂川堀		
			川崎橋	新伊佐島橋	川通橋	織部橋	栄橋	
調査項目	水素イオン濃度 (pH)	-	7.1 ○	7.1 ○	7.0 ○	8.3 ○	7.2 ○	河川C類型 6.5～8.5
	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	mg/L	2.4 ○	1.3 ○	1 ○	6.6 ×	1.2 ○	河川C類型 5 以下
	浮遊物質 (SS)	mg/L	12 ○	11 ○	3 ○	5 ○	2 ○	河川C類型 50 以下
	溶存酸素 (DO)	mg/L	8.8 ○	6.9 ○	10 ○	8.8 ○	10 ○	河川C類型 5 以上
	総水銀	mg/L	<0.0005 ○	<0.0005 ○	—	—	—	健康項目 0.0005 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001 ○	<0.001 ○	—	—	—	健康項目 0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001 ○	<0.001 ○	—	—	—	健康項目 0.01 以下

表 3-2-4 調査項目及び調査結果

(単位：大腸菌群数 CFU/100mL、その他の項目 mg/L(水素イオン濃度を除く。))

調査項目 調査地点 調査期日	令和 6 年 6 月 5 日(水)					令和 6 年 8 月 19 日(月)					環境基準値
	新河 岸 川		福岡 江 川		砂 川 堀	新河 岸 川		福岡 江 川		砂 川 堀	
	川崎橋	新伊佐島橋	川通橋	織部橋	栄橋	川崎橋	新伊佐島橋	川通橋	織部橋	栄橋	
水素イオン濃度(pH)	7.2	7.1	7.0	8.2	7.2	7.1	7.1	7.1	9.8	7.4	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求 量(BOD)	2.0	1.1	0.5	4.1	1.3	1.4	0.9	2.4	2.2	0.6	5 以下
浮遊物質(SS)	14	24	5	4	3	10	9	5	3	< 1	50 以下
溶存酸素量(DO)	8.0	7.1	10	9.1	9.8	9.2	6.7	10	13	13	5 以上
大腸菌数	2400	3100	670	790	490	2100	1600	1500	26	300	—
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量	< 0.5	< 0.5	<0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	—
全窒素(T-N)	4.9	4.6	7.0	3.7	5.9	5.9	5.7	5.6	2.0	7.1	—
全リン(T-P)	0.17	0.15	0.06	0.44	0.12	0.17	0.12	0.04	0.53	0.09	—
総水銀	<0.0005	<0.0005	—	—	—	< 0.0005	< 0.0005	—	—	—	0.0005 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	—	—	—	< 0.001	< 0.001	—	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	—	—	—	< 0.001	< 0.001	—	—	—	0.01 以下
アンモニア性窒素	0.2	0.1	0.1	0.7	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	< 0.1	—
陰イオン界面活性剤 (MBAS)	<0.05	<0.05	<0.05	< 0.05	< 0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—
全亜鉛	—	0.021	—	—	—	—	0.010	—	—	—	0.03 以下

調査期日 調査地点 調査項目	令和 6 年 11 月 29 日(金)					令和 7 年 2 月 17 日(月)					環境基準値
	新河岸川		福岡江川	砂川堀		新河岸川		福岡江川	砂川堀		
	川崎橋	新伊佐島橋	川通橋	織部橋	栄橋	川崎橋	新伊佐島橋	川通橋	織部橋	栄橋	
水素イオン濃度(pH)	7.0	7.0	6.9	7.6	7.1	7.2	7.1	7.0	7.7	7.1	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	2.4	1.5	<0.5	7.0	0.9	3.9	1.6	0.5	13	2.0	5 以下
浮遊物質質量(SS)	9	6	< 1	4	1	13	5	1	7	1	50 以下
溶存酸素量(DO)	7.9	7.0	8.8	7.4	9.4	9.9	6.6	10	5.8	8.6	5 以上
大腸菌数	4600	120	620	1000	290	790	330	140	370	260	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	<0.5	<0.5	<0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	—
全窒素(T-N)	7.5	7.3	7.0	4.7	8.1	7.6	7.1	8.0	6.1	8.6	—
全リン(T-P)	0.09	0.07	< 0.03	0.75	0.10	0.14	0.09	0.04	1.1	0.20	—
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	—	—	—	< 0.0005	< 0.0005	—	—	—	0.0005 以下
トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	—	—	—	< 0.001	< 0.001	—	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	—	—	—	< 0.001	< 0.001	—	—	—	0.01 以下
アンモニア性窒素	0.1	< 0.1	<0.1	1.0	0.1	0.5	0.4	< 0.1	4.1	0.3	—
陰イオン界面活性剤(MBAS)	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.05	< 0.05	—
全亜鉛	—	0.007	—	—	—	—	193.5	—	—	—	0.03 以下

表 3-2-5 魚類調査結果

水系	河川名	調査地区	調査日
荒川	新河岸川	新伊佐島橋	令和 6 年 8 月 10 日(土)

科和名	属和名	種和名	生活型	個体数	備考
コイ科	コイ属	コイ(飼育型)	淡水	1	外来種
	フナ属	ギンブナ	淡水	4	
	バラタナゴ属	タイリクバラタナゴ	淡水	3	外来種
	ハス属	オイカワ	淡水	2	
	モツゴ属	モツゴ	淡水	16	
	タモロコ属	タモロコ	淡水	7	
	カマツカ属	カマツカ	淡水	2	
	ニゴイ属	ニゴイ	淡水	1	
ドジョウ科	ドジョウ(中国大陸系統)	ドジョウ	淡水	1	外来種
ナマズ科	ナマズ属	ナマズ	淡水	1	
カダヤシ科	カダヤシ属	カダヤシ	淡水	1	特定外来生物
メダカ科	メダカ属	ミナミメダカ	淡水	1	絶滅危惧Ⅱ類(VU) (絶滅の危険が増大している種)
ボラ科	ボラ属	ボラ	海水	1	
ハゼ科	マハゼ属	マハゼ	海水	2	
	チチブ属	ヌマチチブ	回遊	2	
	ヨシノボリ属	トウヨシノボリ類	回遊	1	
	ウキゴリ属	ウキゴリ	回遊	10	
7 科	17 属	17 種	個体数	56	
			種類数	17	

【調査により確認された魚類の一部】



タイリクバラタナゴ



マハゼ



ミナミメダカ



ヌマチチブ

表 3-2-6 底生動物調査結果

水系	河川名	調査地区	調査日
荒川	新河岸川	新伊佐島橋	令和 6 年 8 月 10 日(土)

- ・耐忍性 A：有機汚濁に対する耐忍性を持たない種 B：有機汚濁に対する耐忍性を持つ種
- ・水質階級 0s（貧腐水性水域）：清冽な水域、 β ms（ β -中腐水性水域）：やや汚い水域、 α ms（ α -中腐水性水域）：かなり汚い水域、Ps（強腐水性水域）：極めて汚い水域

No.	科名	和名	汚濁 指数	耐忍 性	水質 階級	調査地点	
						新河岸川	
						新伊佐島橋	
						定量	定性
1	サンカクアタマウズムシ科	アメリカツノウズムシ	—	—	—		1
2	シジミ科	シジミ属	2	B	β ms	4	
3	ミズミズ科	エラミズ	4	B	Ps	12	
4		ユリミズ属	4	B	Ps	1456	
5		ミズミズ属	3	B	α ms	2	
6		ヨゴレミズミズ	—	—	—	4	
7	ヒラタビル科	ハバヒロビル	3	B	α ms	4	
8	イシビル科	イシビル科	—	—	—	8	
9	マミズヨコエビ科	フロリダマミズヨコエビ	—	—	—		1
10	ミズムシ科	ミズムシ	3	B	α ms		1
11	ヌマエビ科	カワリヌマエビ属	—	—	—		1
12	テナガエビ科	テナガエビ	2	B	β ms		1
13		スジエビ	2	B	β ms		1
14	アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ	4	B	Ps		1
15	コカゲロウ科	フタモンコカゲロウ	—	—	—		2
16		フタバカゲロウ属	2	B	β ms		2
17	ヒラタカゲロウ科	シロタニガワカゲロウ	2	B	β ms		1
18	イトトンボ科	クロイトトンボ属	3	B	α ms		2
19	カワトンボ科	ハグロトンボ	2	B	β ms		2
20	アメンボ科	アメンボ	3	B	α ms		1
21	カタビロアメンボ科	ケシカタビロアメンボ	—	—	—		1
22	シマトビケラ科	コガタシマトビケラ	2	B	β ms	8	
23	ヒメトビケラ科	ヒメトビケラ属	2	B	β ms	24	
24	ユスリカ科	ユスリカ属	4	B	Ps		1
25		ツヤユスリカ属	3	B	α ms	4	
26		カマダユスリカ属	3	B	α ms	44	
27		ハモンユスリカ属	3	B	α ms	84	
28		ヒゲユスリカ属	1	A	Os	4	
29		ユスリカ亜科	—	—	—	8	
30	ゲンゴロウ科	コシマゲンゴロウ	3	B	α ms		1
	20科	30種	個体数			1666	20
			種類数			14	16

3-3 騒音・振動

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）では、金属加工機械など著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」といい、「特定施設」を設置する工場等を「特定工場等」として規制しています。また、埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）により「指定騒音施設」、「指定振動施設」及び「指定騒音作業」を定め、騒音・振動の規制を行っています。

また、埼玉県生活環境保全条例では、夜間にカラオケを使用する飲食店営業からの騒音、商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合の騒音についても規制がされています。

騒音の目安

90 デシベル	大声による独唱、騒々しい工場の中
80 デシベル	地下鉄の車内
70 デシベル	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60 デシベル	静かな乗用車、普通の会話
50 デシベル	静かな事務所
40 デシベル	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30 デシベル	郊外の深夜、ささやき声

振動の目安

80 デシベル	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震
70 デシベル	大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかるくらいの地震
60 デシベル	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震
50 デシベル	人体に感じないで地震計に記録される程度
40 デシベル	

表 3-3-1 騒音に係る環境基準

平成 10 年環境庁告示第 64 号

令和 2 年市告示第 322 号

地域の類型		時間の区分	
		昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～6 時)
A 地域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C 地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

※ この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

表 3-3-2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域） 平成 10 年環境庁告示第 64 号

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考:車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 3-3-3 に掲げるとおりとする。

表 3-3-3 幹線交通を担う道路に近接する空間の特例値 平成 10 年環境庁告示第 64 号

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
屋 外	70 デシベル以下	65 デシベル以下
窓を閉めた室内	45 デシベル以下	40 デシベル以下

備考:個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

表 3-3-4 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

平成 12 年総理府令第 15 号(最終改正 23.11.3)

令和 2 年市告示第 321 号

区域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
1	a区域及びb区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

a 区域…第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域

b 区域…第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域

c 区域…近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

※ 市長は、騒音の大きさを測定した結果、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度(「要請限度」という。)を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。また、必要があると認めるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。(騒音規制法第 17 条)

表 3-3-5 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度 振動規制法施行規則第 12 条
令和 2 年市告示第 324 号

区域の区分		時間の区分	
		昼 間 (8 時～19 時)	夜 間 (19 時～8 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 田園住居地域 用途地域の指定のない地域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル

※ 市長は、振動の大きさを測定した結果、指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度(「要請限度」という。)を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。(振動規制法第 16 条)

(1) 法令に基づく届出受理件数

本市では、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例（騒音振動に係る一部）」に基づき、特定施設の設置や特定建設作業の実施、カラオケが設置された飲食店等による深夜営業等を行う場合の届出の際に、規制基準を遵守するよう指導を行っています。

また、必要に応じて測定を行い、基準が守られていない場合には改善指導を行います。令和 6 年度の届出受理件数は、表 3-3-6 のとおりです。

表 3-3-6 届出受理件数

騒音に関する届出		24	振動に関する届出	10
内 訳	特定(指定)施設(作業)の設置	2	特定(指定)施設の設置	1
	特定施設数等の変更届	2	特定施設数等の変更届	0
	特定建設作業実施届(任意提出含む。)	10	特定建設作業実施届	9
	深夜営業騒音届	10	(任意提出含む。)	
公害防止組織に関する届出				1
その他(氏名変更届等)届出				11

(2) 道路交通騒音・振動の状況

ふじみ野市内における主要幹線道路の騒音、振動及び交通量の現状を把握するため、市内3地点を設定し、令和6年11月19日(火)午前9時から11月20日(水)午前9時までの24時間の調査を実施しました。

道路交通騒音の調査結果を環境基準と比較してみると、地点No.1 一般国道254号の等価騒音レベルは、昼間が68dB、夜間が67dBであり、昼間は環境基準を満たしたものの、夜間は環境基準を超過しました。地点No.2 一般県道狭山ふじみ野線の等価騒音レベルは、昼間が70dB、夜間が66dBであり、夜間は環境基準を超過しました。地点No.3 主要地方道さいたまふじみ野所沢線の等価騒音レベルは、昼間が65dB、夜間が65dBであり、いずれも環境基準を満たしました。なお、参考として比較した要請限度については、昼間・夜間ともに全ての地点で下回りました。

道路交通振動の調査結果を要請限度と比較してみると、地点No.1 一般国道254号の時間区分平均値は、昼間が39dB、夜間が37dBであり、いずれの区分も要請限度を下回りました。地点No.2 一般県道狭山ふじみ野線の時間区分平均値は、昼間が40dB、夜間が30dBでありいずれの区分も要請限度を下回りました。地点No.3 主要地方道さいたまふじみ野所沢線の時間区分平均値は、昼間が40dB、夜間が40dBであり、いずれの区分も要請限度を下回りました。

表3-3-7及び図3-3-1に調査地点を、表3-3-8に地点別調査結果(騒音)、表3-3-9に地点別調査結果(振動)を示しました。

また、騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、市内における主要幹線道路の自動車騒音の状況の常時監視を面的評価により実施しました。5年間で1ローテーションとして実施することとしており、令和6年度は2路線3地点について調査を行い、その評価結果は表3-3-10のとおりです。評価対象住居全体における評価としては、昼夜とも基準値以下が100%で、環境基準の超過はありませんでした。

No.	路線名	評価区間の 始点住所	評価区間の 終点住所	評価区間の 延長(km)	調査日時
1	狭山ふじみ野線	ふじみ野市 亀久保	ふじみ野市 亀久保	1.0 Km	令和7年1月22日(水) 12:00 から 令和7年1月23日(木) 12:00 まで
2	狭山ふじみ野線	ふじみ野市 亀久保	ふじみ野市 緑ヶ丘1丁目11	0.8 km	
3	ふじみ野朝霞線	ふじみ野市 苗間	ふじみ野市 苗間	1.6 km	

※ 面的評価とは、道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で騒音測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50mの範囲内にあるすべての住居等について、騒音の推計を行うことにより、環境基準を達成する戸数およびその割合を把握するものです。

表 3-3-7 調査地点

調査地点	測定地点	対象道路	用途地域
No.1	大井 1070 付近	一般国道 254 号	無指定地域
No.2	亀久保 1696-18 付近	一般県道狭山ふじみ野線	無指定地域
No.3	上福岡 4-4-2 付近	主要地方道さいたまふじみ野所沢線	近隣商業地域

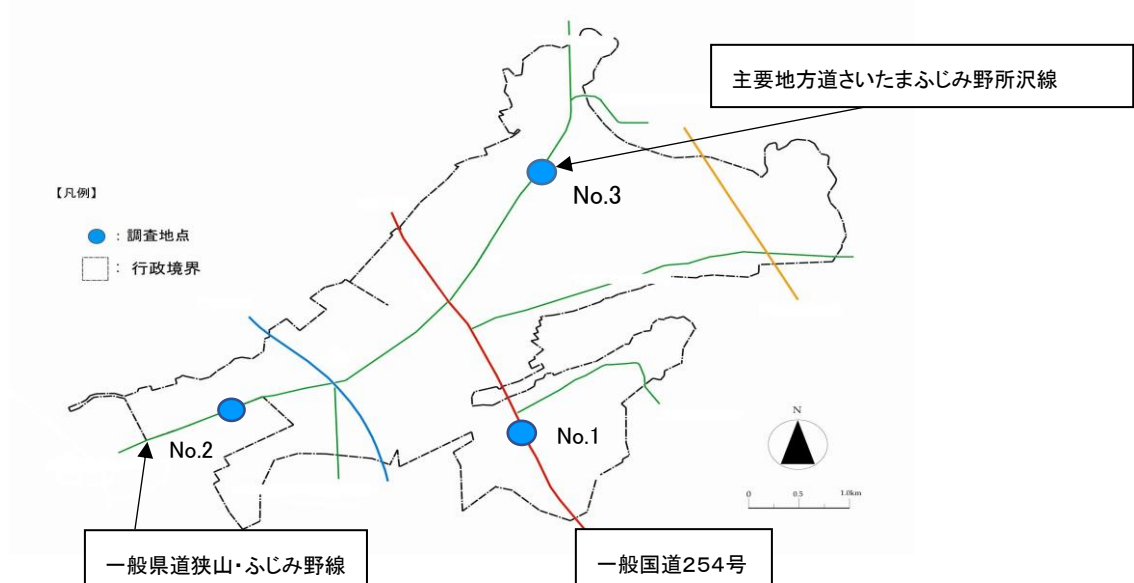


図 3-3-1 調査地点図

表 3-3-8 地点別調査結果（騒音）

測定地点		時間区分平均値(デシベル)			
		時間帯 昼間 (6 時～22 時)	適否	時間帯 夜間 (22 時～6 時)	適否
No.1	一般国道 254 号	68	○ ○	67	× ○
No.2	一般県道狭山ふじみ野線	70	○ ○	66	× ○
No.3	主要地方道さいたまふじみ野所沢線	65	○ ○	65	○ ○
環境基準(特例値) ※項目上段		70		65	
要請限度(特例値) ※項目下段		75		70	

※ No.1 は国道、No.2、No.3 は県道に面していることから環境基準、要請限度は「幹線交通を担う道路に近接する空間」の特例値を適用させた。

※ 適否の欄は上段が環境基準との比較で下段が要請限度との比較。「○」は基準内、「×」は超過。

表 3-3-9 地点別調査結果（振動）

測定地点		時間帯	時間区分平均値(デシベル)			
			昼間(8時～19時)	適否	夜間(19時～8時)	適否
No.1	一般国道 254 号		39	○	37	○
No.2	県道狭山・ふじみ野線		40	○	30	○
No.3	主要地方道さいたま・ふじみ野・所沢線		40	○	40	○
要請限度(第 2 種区域)			65(70)		60(65)	

※ 要請限度は、No.1、No.2 が無指定地域・第 1 種区域で昼間 65、夜間 60。No.3 が近隣商業地域・第 2 種区域

昼間 70、夜間 65 の基準値を適用。適否の欄「○」は満足、「×」は超過。

表 3-3-10 対象区間の面的評価結果(令和 6 年度対象区間)

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数 (5,973 戸)	5,925	99.2	44	0.7	0	0.0	4	0.1
近接空間 (2,156 戸)	2,108	97.8	44	2.0	0	0.0	4	0.2
非近接空間 (3,817 戸)	3,817	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

3-4 悪臭

「悪臭」とは、人が感じる「いやなにおい」「不快なにおい」の総称です。一般的に悪臭は感覚公害とも言われています。従来、悪臭苦情の多くは、畜産農業や製造工場から発生していましたが、最近は、飲食店などサービス業から発生する様々な臭気が混合した複合臭による悪臭苦情が目立ち、従来の特定悪臭物質（アンモニアや硫化水素など 22 物質）の濃度を規制する方法では対応が困難な状況が生じています。

そのような現状から、埼玉県では従来、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）の特定悪臭物質の濃度規制及び生活環境保全条例による規制を行ってきましたが、平成 18 年 10 月 1 日から、人間の嗅覚に基づく臭い全体の強さで規制する臭気指数規制を導入しました。なお、平成 19 年 4 月 1 日から、ふじみ野市は臭気指数による規制地域となっています。

悪臭防止法		
①特定悪臭物質濃度規制	アンモニアなど特定 22 の悪臭物質の濃度が法律で定められた規制基準値を超えるかどうかで判断する。	
②臭気指数規制 ※ふじみ野市	臭いについて、資格をもった臭気判定士が決められた手法で指数値を算出し、規制値を超えるかどうかで判断する。	
規制基準	区 域 区 分	基準値
1 号規制 (敷地境界線による規制基準)	A 区域(B,C 区域以外の区域)	臭気指数 15
	B 区域(農業振興地域)	臭気指数 18
	C 区域(工業地域・工場専用地域)	臭気指数 18
2 号規制 (煙突等の排出口における規制基準)	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める換算式により算出する。	
3 号規制 (排水水中の規制基準)	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める換算式により算出する。	

埼玉県生活環境保全条例	
規制対象業種（塗装工事業など 13 種）の臭気濃度について、敷地境界線及び気体排出口をそれぞれ 3 つの区域区分により規制している。	
※区域区分	・ 下記以外の区域 ・ 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 ・ 工業地域、工業専用地域

3-5 地盤沈下

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げにより地下水位が低下し、粘土層が収縮するために生じます。

地盤沈下による被害は、主に直接的被害と間接的被害に分けることができます。

直接的被害としては、不等沈下による建物の傾斜、ひび割れ、道路の凹凸や橋桁との段差の発生、ガス、上下水道等の地下配管の破損、井戸の抜け上がり、治水施設やかんがい排水施設の破損などが起こります。

間接的被害としては、地表面と河川や排水路の水面との高低差がなくなると、排水が著しく悪化し、集中豪雨などではもちろんのこと、少しの雨ですぐに浸水被害が発生するなどして、日常生活や農業生産に障害が生ずることがあります。

地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下の防止を目的として、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」により地下水の採取が規制されています。

埼玉県では地盤沈下の状況を把握するため、毎年、地盤沈下に関する調査を実施しています。

市内では、毎年7地点において標高を測量し、これを前年の1月1日の標高と比較して地盤変動状況を把握しています。(ただし、県立福岡高等学校跡地北西側門前については、近隣の工事の影響で平成30年度は測定しませんでした。)

しかし、近年では地盤沈下の変化が緩やかであること等の理由から埼玉県内全域で調査の地点を削減する傾向となっています。そのため、令和4年度の調査から市内の調査地点が3地点となりました。(令和6年度に関しては、工事の関係で前年度まで計測していた亀久保2188-1が計測できなかったため2地点での計測)市内の調査結果をみると令和6年(令和6年1月1日～令和7年1月1日)の1年間における2地点の平均変動量は7.3mmとなりました。また、過去5年間(令和2年1月1日～令和7年1月1日)における2地点の中での最大累積変動量は県立福岡高等学校跡地北西側門前の-2.4mmとなっています。

表3-5-1 水準測量成果表

基標番号	所在地	調査開始年月日	年別変動量 R6.1.1～ R7.1.1(mm)	過去5年間の 変動量 R2.1.1～ R7.1.1(mm)	調査開始 年からの 変動量 (mm)	備考
03-02	県立福岡高等学校跡地 北西側門前(福岡)	H31.1.1	-1.0	-2.4	0.0	H30年度不使用※
47-07	三角小学校(亀久保)	H26.1.1	+15.6	+0.9	+7.7	H29年度再設

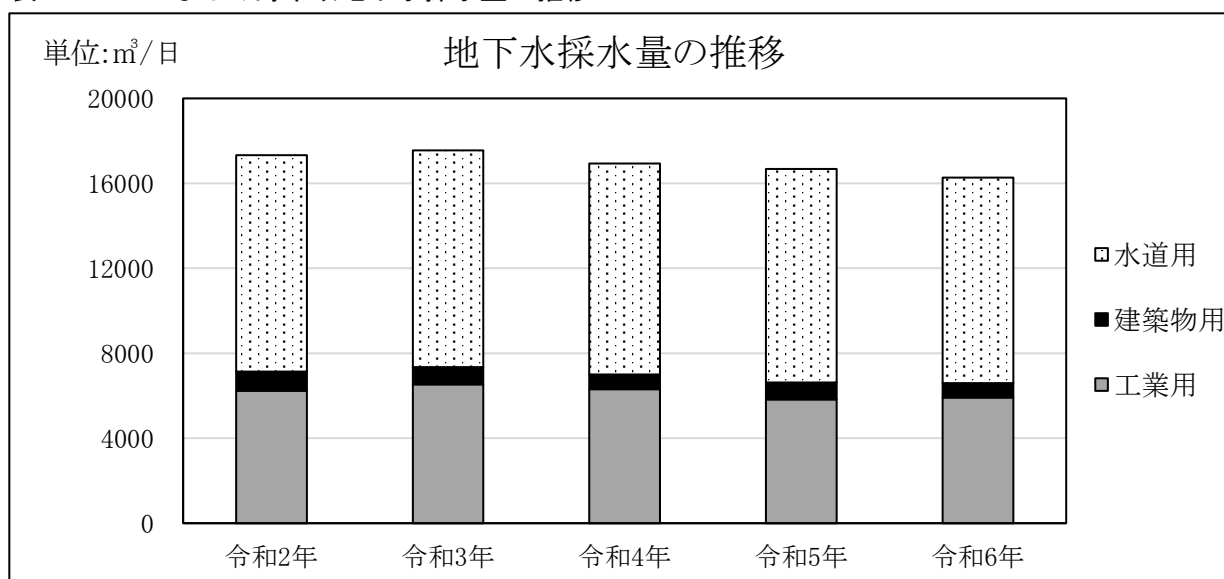
・変動量は、－記号が沈下を、＋記号が上昇を表す。

・過去5年間の変動量、及び、調査開始年からの変動量は、各年別変動量の累計を表す。

※ 近くで行われた工事の影響で異常点となったため不使用とした。

(出典:埼玉県環境部水環境課)

表3-5-2 ふじみ野市域地下水採水量の推移



(出典:埼玉県環境部水環境課)

3-6 土壌汚染対策

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）や「埼玉県生活環境保全条例」では、カドミウム、シアン化合物、鉛等特定有害物質を使用する工場・事業所等が廃止された場合には、土壌調査を実施することや土壌汚染が確認された場合には必要な措置を講じることが定められています。

さらに「土壌汚染対策法」では、調査により汚染が確認された土地を都道府県知事が指定し、公示するなどが定められており、「埼玉県生活環境保全条例」では事業所の廃止などに伴う調査のほかに 3,000m² 以上の土地改変を行う場合には、土地履歴調査の実施が定められ、土壌汚染が認められた土地の汚染拡散防止措置等を講じる必要があると規定されています。

ふじみ野市内で、設置されていた工場の廃止などにもない土地の所有者が土壌の汚染状況を調査したところ、環境省令で定める基準に適合していない物質が認められたため、下記の区域を埼玉県知事が土壌汚染区域として指定しました。

土壌汚染対策法に基づく指定区域

整理番号	指定年月日	指定番号	指定区域の所在場所	指定区域の面積	指定基準に適合しない 特定有害物質
整-21-3	H21. 6. 9	指-15 号 ※1	ふじみ野市南台、鶴ヶ舞	209. 61 m ²	ほう素及びその化合物
整-24-16	H25. 3. 1	指-64 号 ※2	ふじみ野市大井中央	37. 1 m ²	六価クロム化合物
整-R2-7	R2. 10. 16	指-175 号 ※3	ふじみ野市亀久保	294. 31 m ²	鉛及びその化合物
整-R5-21	R6. 3. 8	指-233 号	ふじみ野市上福岡	180. 2 m ²	テトラクロロエチレン
整-R6-7	R6. 5. 31	指-232 号	ふじみ野市福岡	61. 17 m ²	鉛及びその化合物
整-R6-9	R6. 4. 23	指-235 号 ※4	ふじみ野市西鶴ヶ岡	220. 66 m ²	鉛及びその化合物

※1 H22.4.2 指定の変更 区域の面積:209.65 m²→209.61 m²

※2 H26.3.28 区域を追加 区域の面積:1,096.2 m²→2,196.2 m²

H27.3.27 指定の一部解除 区域の面積:2,196.2 m²→37.1 m²

※3 R4.2.15 指定の一部解除 区域の面積:542.85 m²→294.31 m²

※4 R6.10.25 指定の一部解除 区域の面積:2,267.17 m²→1,068.09 m²

R7.1.21 指定の一部解除 区域の面積:1,068.09 m²→220.66 m²

(出典:埼玉県ホームページ)

3-7 化学物質等

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR 法・平成 11 年法律第 86 号)は、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境(大気、水、土壌)へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は排出量・移動量を集計・公表することで、事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としています。

対象となる化学物質は、人の健康や生態系に有害なおそれがあるなどの性状を有するもので、環境中にどれぐらい存在しているかによって「第一種指定化学物質」と「第二種指定化学物質」の 2 つに区分されています。このうち、PRTR 制度の対象となるのは、「第一種指定化学物質」の 462 物質です。

3-8 苦情・相談の状況

現在、市へ寄せられる苦情・相談の内容の多くは、日常生活において発生する問題で、公害法令の対象とならない都市・生活型公害といわれるものです。

典型七公害(事業所等から発生する大気汚染、水質汚濁、騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染)であれば、それぞれの法令に基づく規制・基準の遵守について指導が行われますが、法令等の規制対象とならない日常生活の中で発生する近隣苦情(近隣騒音、犬の糞の置去り、飼い主のいない猫へのえさやり行為、敷地内へのごみの多量蓄積等)については、当事者間や地域などで解決に向けた話し合いや取り組みなどが必要とされます。

しかしながら、地域コミュニティの欠如、コミュニケーション不足などにより当事者による話し合いができず、その解決を市に対し要請する事例が増加しています。

このような、法令等の規制対象外の苦情・相談に対し、市が直ちに介入することは法的にも困難です。このような都市・生活型公害への対応は、現在の環境行政が抱える大きな課題といえます。

○令和 6 年度苦情総件数	176 件
(内訳) ・典型七公害関係	36 件
(規制対象外を含む)	
・その他苦情	140 件

表 3-8-1 苦情内容別件数の推移

年度	苦情内容・件数					
	大気・水質・土壌	騒音・振動・悪臭	ごみ・空地の管理	畜犬・猫・野生動物	その他	合計
平成 29 年度	7	30	4	57	23	121
平成 30 年度	5	33	2	39	15	94
令和元年度	9	25	2	66	9	111
令和 2 年度	5	59	14	21	71	170
令和 3 年度	5	56	9	52	46	168
令和 4 年度	5	32	13	61	71	182
令和 5 年度	7	34	13	36	60	150
令和 6 年度	4	32	27	24	89	176

3-9 地域の環境衛生

(1) 空き地の環境保全

「ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例」（平成 17 年条例第 117 号）に基づき、毎年、住宅地などの空き地について、現地調査を行い、雑草等が繁茂し清潔な生活環境を保持する上で好ましい状況ではなく、かつ、そのまま放置した場合ごみの不法投棄や火災などが生じる恐れがある場合、土地所有者に対し通知等により適正な維持管理についての指導・助言を行っています。

また、空き家の不良状態に対する対応としては、「ふじみ野市空家等対策の推進に関する条例」（平成 28 年条例第 36 号）を制定し、所有者に対する指導・助言を行っています。

※ 「ふじみ野市空家等対策の推進に関する条例」は平成 29 年 4 月から施行しています。

令和 6 年度空き地の対応状況

	現地確認件数	通知発送件数
前年度指導分（経過観察）	17	17
苦情申立分	26	6
計	43	23

(2) 地域環境美化自主活動支援制度

「地域環境美化自主活動支援事業実施要綱」（平成 17 年告示第 148 号）に基づき、自治組織から選出された地域クリーン推進員が中心となって、地域住民が自主的に公道や公園等の公共の場所のごみを拾う美化活動として、年間を通して実施されています。市は、申請に基づき、使用するごみ袋やネットなどを各推進委員に配付し、集めたごみを回収するなどの支援を行っています。

表 3-9-1 地域環境美化自主活動実績

年度	実施団体数(延べ)	参加人数(人)	ごみ回収量(kg)
令和 2 年度	143	2,908	4,925
令和 3 年度	156	4,901	5,446
令和 4 年度	204	6,575	9,199
令和 5 年度	213	6,574	6,257
令和 6 年度	224	6,026	6,678

(3) 地域クリーン推進員制度

平成 19 年度に地域環境保全及びごみ減量化の推進を目的に「ふじみ野市地域クリーン推進員設置要綱」（平成 17 年告示第 146 号）を制定し、ふじみ野市の全ての自治組織から原則 2 人の推薦を頂いて委嘱を行っています（任期 2 年）。

活動内容は、地域環境美化自主活動の実施、地域のごみ集積所やごみの分別の点検、不法投棄などの監視を行い、その結果を巡回報告書で市に報告するなど地域の環境保全活動の推進を担っています。

○地域クリーン推進員の状況

令和 6 年度 地域クリーン推進員選出数	58 自治組織	103 人
（内訳）・東地区(旧上福岡地区)		56 人
・西地区(旧大井地区)		47 人

(4) ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーン

「ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止」について、市民からの要望が多いことから、市、市民(市民団体)、事業者との協働により、市域の環境美化とマナーの向上を目指し、路上喫煙の禁止、空き缶、たばこの吸い殻、ガムの噛みかす等の散乱防止の啓発事業として、平成 20 年度から東武東上線 上福岡駅東口周辺・西口ココネ広場周辺において実施しています。

このような活動を通し、駅周辺利用者や愛煙家などに環境美化を呼び掛けてきましたが、マナー向上が図られないため、地域の皆さんや環境審議会での意見を踏まえ、平成 23 年 3 月に「ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」(平成 23 年条例第 1 号)を制定し、路上喫煙の制限又は禁止、空き缶等の散乱の防止並びに建物等の汚損行為の禁止などについて必要な事項を定めました。さらに、平成 24 年 4 月 1 日には路上喫煙禁止区域を指定しており、引き続き快適で良好な環境のまちづくりを目指し、環境美化に対するマナー向上や啓発活動などを進めます。

日 時	令和 6 年 5 月 15 日 (水) 午前 7 時 30 分～8 時 30 分
場 所	上福岡駅東口周辺・西口ココネ広場周辺
参加・協力団体 (13 団体)	東入間青年会議所、ふじみ野市商工会青年部、ふじみ野市たばこ対策協議会、上福岡一丁目町内会、西地区町内会、霞ヶ丘自治会、上福岡五・六丁目町内会、上福岡一丁目寿会、連合埼玉朝霞・東入間地域協議会、東入間警察署タクシー連絡協議会、ふじみ野市資源リサイクル協同組合、埼玉懸信用金庫上福岡支店、日本たばこ産業(株)埼玉支社
参加者数	110 名

日 時	令和 6 年 11 月 13 日 (水) 午前 7 時 30 分～8 時 30 分
場 所	上福岡駅東口周辺・西口ココネ広場周辺
参加・協力団体 (13 団体)	東入間青年会議所、ふじみ野市商工会青年部、ふじみ野市たばこ対策協議会、上福岡一丁目町内会、西地区町内会、霞ヶ丘自治会、上福岡五・六丁目町内会、上福岡一丁目寿会、連合埼玉朝霞・東入間地域協議会、東入間警察署タクシー連絡協議会、ふじみ野市資源リサイクル協同組合、埼玉懸信用金庫上福岡支店、日本たばこ産業(株)埼玉支社
参加者数	108 名

ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーンの様子



(5) 犬の登録及び狂犬病の予防

狂犬病は、日本においては昭和 31 年を最後に人が発症した事例はありませんが、世界的には蔓延しており海外渡航へ犬を同行させる場合は、狂犬病予防注射とともに検疫やマイクロチップの装着などが義務付けられています。ペットとしての犬の飼育は増加しており、市では、「狂犬病予防法」（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射済票等の交付事務を行うなかで登録や注射接種率の向上を図っています。

また、犬の飼い方をめぐる苦情、トラブル（犬の鳴き声、糞の置去り等）が増加しており、飼い主としてのマナーや責任が問われています。今後も飼育に対するマナー向上や啓発活動などに努めます。

○朝霞保健所管内ふじみ野地区狂犬病予防協会

狂犬病予防法並びに埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成 10 年埼玉県条例第 19 号）に基づき普及・啓発事業を展開するため、埼玉県朝霞保健所、埼玉県獣医師会ふじみ野班、富士見市、ふじみ野市、三芳町により組織されています。

実施事業

- ・ 集合狂犬病予防注射
- ・ 犬の飼い方しつけ方教室

表 3-9-2 飼い犬の登録、狂犬病予防注射接種状況（各年度末時点）

年 度	登録頭数	狂犬病予防注射頭数	接種率(%)
令和元年度	4,126	2,940	71.3
令和2年度	4,119	2,819	68.4
令和3年度	4,399	3,314	75.3
令和4年度	4,357	3,356	77
令和5年度	4,536	3,422	75.4
令和6年度	4,729	3,608	76.2

(6) ドッグラン

ふじみ野市・三芳町環境センター施設内の調整池をドッグランとして有効活用しています。ふじみ野市または三芳町に在住または在勤する方のみ利用できます。

【所在地】 ふじみ野市駒林 1117

【面積】 約 1,270 m²

(7) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術

飼い主のいない猫の糞尿被害への対策として、(公益財団法人) どうぶつ基金の支援を受け、ボランティア団体との協働により繁殖抑制を目的とし、令和6年度は32匹の不妊・去勢手術を実施しました。また、個人を対象とした、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の補助金交付により、78匹に不妊・去勢手術を実施し、被害の拡大防止に努めています。

(8) ペット霊園の設置及び管理

近年、ペットを飼う人が増え、また人と動物の関係が密になり、ペットも家族の一員という考え方が浸透している中で、大切なペットが亡くなった時に、埋葬して供養をしたいという家族の思いに応えるため、各地でペット霊園が設置されています。

しかし、民間によるペット霊園は、開発に伴う周辺環境への影響や公衆衛生などの問題で近隣住民とのトラブルが発生しているケースが見受けられます。

こうしたトラブルを未然に防ぎ、市民の生活環境を守るため、ペット霊園の設置及び管理について、適切な措置を講じることを目的に「ふじみ野市ペット霊園の設置の許可等に関する条例」(平成31年条例第1号)を制定し、令和元年7月1日より施行しています。

(9) 墓地等の設置及び管理

「墓地、埋葬等に関する法律」(昭和23年法律第48号)では、墓地等の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的としており、本市における墓地経営の許可をはじめとする墓地行政については、このような法の趣旨に基づいた上で、「ふじみ野市墓地等の経営の許可等に関する条例」(平成22年条例第22号)を制定し、地域的特性等を考慮し、経営主体の基準(宗教法人等の要件)、設置場所の基準(住宅地等からの距離等)、施設の基準(緑地帯、障壁等、緑地帯その他付帯設備)及び経営者の責務(管理運営等)を定め、指導を行っています。

表 3-9-3 市内の墓地状況

設置形態	箇所数
寺院墓地	5
霊園墓地	1
旧字等地域共同墓地	48
個人墓地	25

(10) 市民葬祭制度

市民葬祭制度は、市民が葬儀を行うにあたり、「ふじみ野市市民葬祭取扱要綱」（平成 17 年告示第 16 号）に基づき、標準葬祭用品等について一定料金を定めた制度です。

具体的には、毎年度、事業者の申請に基づき、市が内容を審査し指定葬祭業者を指定する中で、168,000 円の費用で行う葬儀内容（祭壇、木棺、霊柩車などの葬祭用具（仏式））を定めています。このことにより、葬儀に係る費用の明瞭化と軽減を図り、市民の生活安定と福祉の増進に寄与することを目的としています。

しかしながら、利用者のニーズが多様化しており、本制度を利用しなくても葬儀に使う葬祭用具などを精査することによって、費用は更に減額できる場合や、逆に標準仕様以外のオプションを含めると高額になる場合もあり、年々利用件数が減少しています。

表 3-9-4 市民葬祭件数及び指定葬祭業者

年 度	件 数	指定葬祭業者(令和 6 年度)
平成 26 年度	49	(株)埼玉金周
平成 27 年度	40	フルールウーノ(株)福祉葬祭
平成 28 年度	36	(有)上福岡葬祭さとう式典サービス
平成 29 年度	36	(株)東上セレモサービス 東上セレモニーホールふじみ野
平成 30 年度	22	(株)GZUP 埼玉武州葬祭
令和元年度	15	(有)すがい
令和 2 年度	6	小さなお別れ会
令和 3 年度	2	
令和 4 年度	2	
令和 5 年度	0	
令和 6 年度	3	

(11) スズメバチの巣対策

令和 5 年度より、ふじみ野市内の建物、土地等を対象とし、スズメバチの巣駆除費補助金の交付を開始しました。令和 6 年度は 29 件に補助を実施しました。